

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月五日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

<p>久喜騎西線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市日出安字上六九八番一 地先から 加須市日出安字上七〇〇番二 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年七月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二二・〇〇メートル</p>	<p>備考 令和元年七月五日付け行田県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p>